

人間らしく生きる権利を保障する日本国憲法  
～人権の長い歴史を礎とする日本国憲法～

四日市人権・同和教育研究大会に参加して

去る8月17日 四日市文化会館及びじばさん三重にて開催されました「第36回四日市人権・同和教育研究大会」（主催：四日市人権・同和教育研究会）に藤岡会長、川森事務局長と一緒に参加してきました。

本大会主旨が「ここで学んだ事を地域に持ち帰り、日々の実践に繋げて部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす取組みをしていく。」としていることから、当海蔵地区人権・同和教育推進協議会（以下、「当地区人同協」と表記。）における今後の活動の一助にしていきたいとの狙いです。

大会は、毎年この時期に開催され、市内の教職員はじめ人権・同和教育推進者の方々が総勢1,500名超の規模です。

今年の大会テーマを「みんなでつくろう差別のないまち」～60年のあゆみを受け継ぎ、つながろう 強い絆で～を掲げ、次の4つの基本方針が設けられています。

- 「部落差別の現実に深く学ぶ、人権尊重の精神」を中心に据え、人権・同和教育の内容や方法を明らかにする。
- 人権・同和教育の日常的な実践を交流し、深め合うなかで自己変革をめざす。
- 人権・同和教育の視点に立った「学校・園、地域、家庭、企業・団体」の教育力の向上を図る。
- 「保・幼・小・中・高、社」の連携を深め、一貫した人権・同和教育をめざす。

このテーマ設定の背景には、県民意識調査で、「ここ10年ほど、同和教育の学習が定着と拡がりを見せていない。おそらく取組みが同じ範囲の対象者（参加者）に繰り返されている状況があり、拡がりにおいて十分な成果が得られていないのではないか。特に若年層への啓発活動の取組で工夫が必要。」との分析に基づくものです。確かに当地区人同協の活動においても同様な傾向にあるのではないかと思います。

さて、大会は、「全体会」でテーマに沿った基調提案が採択された後の「記念講演」と午後の「分科会」の二部構成で進められました。

講演会は、現代の人権問題ー「連続大量差別はがき事件」からーと題して、部落史研究者の浦本誉至史氏より、いま私たちのまわりで起きている様々な人権侵害は、「希薄な人間関係」と「無知」が起因していることを講師自身が被害を受けた事件を例に熱く語られました。近年インターネット・コミュニティサイト上では、匿名で誰でも利用可能なSNSを介して特定個人を誹謗中傷する悪質な書き込みで被害にあう人たちが増えている状況にあります。ルールやマナーをわきまえない行為に対し私たちはどのように立ち向かうべきか深く考えさせられるところです。

午後からの分科会は、テーマ別に14会場26件の実践報告が用意され、参加者同士で討議し合う場です。私たちはその中の同推（人権）協活動の会場に足を運び、大矢知地区人権教育推進協議会及び桜地区人権・同和教育推進協議会から活動報告を受けました。両協議会とも共通する課題を抱えながらも、地区内の各種団体と強く連携を図り、創意工夫をこらした啓発活動に取り組まれている様子を窺い知ることができました。

報告後の全体討議では、共通課題とも言える、

1. 中心的な活動を担う人材の確保や参加者の幅を広げるにはどうすればよいか。
2. 地域の方が親しみやすい活動や、日常生活の中で人権問題に気づいてもらうための啓発を行うにはどのような方法があるか。

を柱に、参加者から活発な発言が交わされ、多くの参考意見を収集することができました。今後、得られた情報を参考にしながら当地区人同協の活動に反映していく所存ですが、実践にあたっては、自治会及び各種団体代表委員の皆様方の積極的なご協力を切にお願いし、報告といたします。

はじめに

前回までに日本国憲法の生い立ちを学んできましたが、今回から憲法の構成や条文の内容について解説することにします。

当協議会では、定期総会で、委員の皆さんに憲法に関心をもっていただくために1947年に新憲法の解説用に、文部省が新制中学校1年生用に発行しました教科書「あたらしい憲法のはなし」（以下「教科書」といいます。）のコピーをお配りしています。※日本国憲法を付録で収録

日本国憲法は、これまでに学んできたように昭和21（1946）年11月3日に公布され、6か月後の昭和22（1947）年5月3日に施行されました。従って施行してから70年近い年月にわたって我が国の最高法規として重要な役割を果たしてきました。しかし、「ところでみなさんは、憲法というものはどんなものかご存じですか。じぶんの身にかかわりのないことのように思っている人はいないでしょうか。もしそうならば、それは大きなまちがいです。」と教科書の冒頭に書かれています。（教科書1ページ）

そこで、教科書の記述の流れに従って、解説することにします。

教科書では「国の仕事は、一日たりとも休むことはできません。また、国を治めてゆく仕事のやり方は、はっきりと決めておかねばなりません。

国をどういう風に治め、国の仕事をどういう風にやってゆくかということを決めた、いちばん根本になっている規則が憲法です。

もしみなさんの家の柱がなくなったとしたらどうでしょう。家はたちまちたおれてしまうでしょう。いま国を家にたとえると、ちょうど柱にあたるものが憲法です。もし憲法がなければ、国の中におおぜいの人もいて、どうして国を治めてゆくかということがわかりません。それでどこの国でも憲法をいちばん大事な規則として、これを大切に守ってゆくのです。

ところで憲法には、もう一つ大事なことが書かれています。それは国民の権利、すなわち「基本的人権」を決めた規則です。もちろん、このほかにその必要により、いろいろのことを決めています。たとえば、これからは戦争をけっしてしないという、大切なことが決められています。（教科書3ページ）

これまであった憲法は、明治22（1889）年にできたもので、明治天皇がつくり、国民に与えられたものでした。（これを「欽定憲法」といいます。）しかし、こんどのあたらしい憲法は、日本国民がじぶんでつくったもので、日本国民ぜんたいの意見で、自由につくられたものであります。この国民ぜんたいの意見を知るために、昭和21（1946）年4月10日に総選挙が行われ、あたらしい国民の代表がえられて、その人々がこの憲法をつくったのです。それであたらしい憲法は、国民ぜんたいでつくったということになるのです。（民定憲法）

教科書では、中学生のみなさんに以下のとおり呼びかけています。

「みなさんも日本国民のひとりです。そうすれば、この憲法は、みなさんのつくったものです。みなさんは、自分でつくったものを大事になさるでしょう。

こんどの憲法は、みなさんをふくめた国民ぜんたいのつくったものであり、国でいちばん大事な規則であるとするならば、みなさんは、国民のひとりとして、しっかりとこの憲法を守ってゆかなければなりません。そのためにはまずこの憲法に、ということが書いてあるのかを、はっきりと知らなければなりません。」(教科書4ページ)

### 1. 前文について

憲法には、条文が第1条から第103条まであります。そうしてそのほかに前書がつけられており、これを「前文」といいます。教科書では、「前文」について以下のとおり説明しています。

「この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができているかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをするのです。

その一つは、みなさんが憲法をよんでその意味を知ろうとするときに、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。(教科書5ページ)

それなら、この前文の考えというのはなんでしょう。いちばん大事な考えが三つあります。それは「民主主義」と「国際平和主義」

と「主権在民主義」です。「主義」という言葉をつかうと、なんだかむずかしく聞こえますけれども、少しもむずかしく考えることはありません。主義というのは、正しいと思う、もののやりかたのことです。」(教科書6ページ) ※「民主主義」、「国際平和主義」「主権在民主義」については、次回で説明します。

さて、前文をみますと以下のことが明記されています。(一部省略)

前文第1項で「日本国民は、(一略一) 主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。(一略一)」とあり、日本国民が新たに制定した民定憲法であると定めています。また前文第1項は、「自由のもたらす恵沢の確保と「戦争の惨禍」からの解放という、基本的人権と平和主義をうたい、ここに日本国憲法の基本原理を示しています。

また、前文第2項は、平和主義への願いを訴え、そのための決意をうたっています。「平和のうちに生存する権利」は、「平和生存権」と呼ばれています。

第3項は、「(一略一) 自国のことのみ」に専念して他国を無視してはならない(一略一)」として他国との「国際協調主義をうたっています。

第4項は、この憲法制定の大きな目的である個人の尊厳を守ること、すなわち、人が人として尊重され、自由にそして幸福に生きることができる社会をつくることを憲法をつくった国民の責務として達成することを誓約しています。

このように「前文」は憲法を理解する上で、大変重要ですので、ぜひともしっかりと読んでいただくことをお勧めします。(次号に続く。)

## お知らせ

### 第23回「人権を考える集い」開催

秋晴れの10月4日(土)午後、海蔵小学校体育館に三重県子どもNPOサポートセンター理事長の田部眞樹子さんを講師にお招きし、「子どもの人権～聞こえませんか子どもの声～」をテーマに講演をしていただきました。

新しい子ども観として、子どもを客体として捉えて子育てしている親が多すぎるのではないのでしょうか、子どもも一人の人間として親と同じように幸せに生きたいとの願いをもって今生に命を戴いた存在です。

したがって子育ては、子ども大人に関係なく対等で、相互尊重の精神を持つ権利主体としての人間を育て上げる営みであることを基本認識とすべきなのです。

子どもは自ら、育っていく力もっている存在であります。未成熟の存在として生まれてきますので、大人のかかわりが必要です。しかし、大人側の論理を押し付けるのではなく子どもの年齢に見合った適切な支援、サポートをして、共に社会を構成するパートナーに育て上げる術を、色々な体験事例を提示して話して戴きました。

子育て中の参加者からは、参考になるいいお話だったとアンケートに感想が寄せられました。(広報部)



### 憲法を守るのは誰か

教科書「あたらしい憲法」の説明で「国民全体でつくったものだから、みなさんは、国民のひとりとしてしっかりとこの憲法を守りましょう」と書かれていることを紹介しました。

この「守る」の意味ですが、国民全体の意見で決めた憲法だから、つくった国民が憲法で決めたことを尊重し厳守しなければならないとストレーにとらえがちです。例えば、ある政党が発表した憲法改正案で「(憲法尊重擁護義務) 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」となっています。

しかし、日本国憲法は、多くの国が採用している近代立憲主義憲法です。前文の冒頭で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、(一略一) 政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と主権在民主義の憲法であることを表明しており、国家権力の暴走に歯止めをかける立憲主義の考え方にたった憲法なのです。更にこの考え方に立った憲法であることを第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と念押しをしています。ここに「国民」が入っていないことから明らかです。政府は、ときに誤ることがあります。その時、過ちを正すのは主権者である国民の役割であり、国家という権力者が過ちを犯さないように監視する必要がありますから、そのブレーキ装置として憲法を定めているのです。基本的人権が憲法で保障されていても、行動がなければ権利は実現しないばかりか、削減されてしまうことがあります。そのためには、知憲の学習が必要になるのではないのでしょうか。